

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道 府県名： 沖縄県

農業委員会名： 読谷村農業委員会

I 農業委員会の状況（令和3年3月31日現在）

1 農家・農地等の概要

	農家数 (戸)
総農家数	529
自給的農家数	304
販売農家数	225
主業農家数	67
準主業農家数	38
副業の農家数	120

※農林業センサスに基づき記入。

	農業者数 (人)
農業就業者数	693
女性	315
40代以下	162

※農林業センサスに基づき記入。

	経営数(経営)
認定農業者	24
基本構想水準到達者	6
認定新規就農者	6
農業参入法人	17
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ。

(単位：ha)

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
農地面積		779.0	779.0			762.3
経営耕地面積		549.0	536.7	0.3	12.0	549.0
遊休農地面積		18.0	18.0			18.0
農地台帳面積		779.0	779.0			779.0

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日：令和 5 年 9 月 30 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	10	10
認定農業者	—	5
認定農業者に準ずる者	—	1
女性	—	0
40代以下	—	2
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	8	8	5

※現在の体制を記載することとし、旧・新いずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	779.0 ha	134.5 ha	17.2 %
課題	管内の認定農業者等である担い手の不足、農地法等に基づく貸借が行われていない農地における権利設定		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目標	集積面積 3.0 ha (うち新規集積面積 1.0 ha)
	目標設定の考え方： 令和3年度に終期を迎える利用権設定の更新、相対による貸借された農地に農地法等に基づく権利設定、遊休農地の解消
活動計画	農地調整会議（農地利用最適化推進委員、農業推進課、農地中韓管理機構、JAおきなわ、長浜川土地改良区）を月1回程度開催し、担当地区内において遊休化のおそれのある農地について、地権者等へ農地中間管理事業制度を説明し、担い手への集積を図る。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積（非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地）をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の 状況	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	6 経営体	7 経営体	7 経営体
	平成30年度新規参入者が 取得した農地面積	令和元年度新規参入者が 取得した農地面積	令和2年度新規参入者が 取得した農地面積
	1.4 ha	110.8 ha	2.4 ha
課題	下限面積を満たさない小規模（1,000 m ² 程度）農業に対する新規参入に意欲のあるものが多く、農地法等の権利設定ができない。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない（欄の最も右が昨年度）

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	3 経営体	参入目標面積	1.0 ha
活動計画	農地調整会議を活用し、管内において法人を含めた新規就農者の掘り起こし、遊休化のおそれのある農地について、担い手への集積を図る。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積 (A) 779.0 ha	遊休農地面積 (B) 18.0 ha	割合 (B/A×100) 2.3 %
課題	遊休農地が解消されるが新たな遊休農地が発生しており、基盤整備されていない農地における遊休農地が増加傾向にある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目標	遊休農地の解消面積 3.0 ha		
	目標設定の考え方： 過去3ヶ年における遊休農地の解消面積の平均値		
活動計画	農地の利用状況 調査	調査員数（実数） 18人	調査実施時期 7月～8月
	調査方法	農業委員と農地調整最適化推進委員が班を編成し、担当地区を目視調査	
	農地の利用意向 調査	実施時期 11月～12月	調査結果取りまとめ時期 1月～2月
	その他	村内を5地区に分け、農業委員と推進委員が農地の利用状況を毎月確認し、農地調整会議等で利用されていない農地に関する情報を委員と事務局とで共有し、遊休農地の解消・担い手へ農地の集約を図る。	

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積 (A) 779.0 ha	違反転用面積 (B) 0.2 ha
課題	農地転用制度に関する地権者や利用者の認識不足、関係法令等の周知不足及び関係部署との連携が不十分であり、違反に対して迅速な対応に努める。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活動計画	農地パトロール及び広報活動を通して農地関連法制度の啓発活動に努めるほか、関係部署と連携して違反者に対して指導等を行う。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入